

「峡南地域 道の駅ネットワーク協議会」 規約

(設 置)

第 1 条 中部横断自動車道（静岡・山梨間）全線開通を契機に、峡南地域の道の駅を拠点とした地域全体の活性化を目的として、一貫性を持った効率的かつ効果的な情報・サービス提供を行う施策を検討するため、「峡南地域道の駅ネットワーク協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会では、次に掲げる事項について検討及び協議する。
（１） 峡南地域の道の駅を中心とした地域の活性化に関すること
（２） その他必要と認める事項

(構 成)

第 3 条 協議会は、別表の職にあるものをもって構成する。
2 会議の招集、進行及び運営は事務局が行う。
3 事務局は、第 1 項によるもののほか、会員の同意を得て、必要に応じて会員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。
4 協議会は、テーマに応じて必要な会員を追加することができる。
また、テーマ毎に議論を深めるため、部会を設けることができる。

(庶 務)

第 4 条 協議会の事務局は、山梨県観光文化部、県土整備部に置く。

(その他)

第 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項については、会員相互の協議により定める。

(附 則)

この規約は、令和 2 年 8 月 1 9 日から施行する。

別表

「峡南地域 道の駅ネットワーク協議会」会員（案）

所 属	役 職
国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	所長
山梨県	観光文化部 部長
	県土整備部 部長
市川三郷町	商工観光課長
	土木整備課長
早川町	振興課長
身延町	観光課長
	産業課長
	建設課長
南部町	産業振興課長
	建設課長
富士川町	産業振興課長
	都市整備課長
道の駅とみざわ	駅長
道の駅しもべ	駅長
道の駅みのぶ富士川観光センター	駅長
道の駅富士川	駅長
道の駅なんぶ	駅長

事務局

所 属	役 職
山梨県観光文化部	観光振興課長
	観光資源課長
山梨県県土整備部	道路整備課長
	高速道路推進課長
	道路管理課長